



難病の医療費助成制度の申請手続き(新規)のご案内

難病の医療費助成の支給を希望される方は、住所地管轄の保健所に、必要書類を添えて申請してください。

申請の際には、社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、原則個人番号の記載が必要です。申請にあたり、本人確認書類及びマイナンバーカード等の個人番号を確認するための書類の提示をお願いします。

全員が必要な書類

制度の詳細や必要様式については
愛媛県ホームページをご確認ください。

愛媛県/難病医療費助成制度について
<https://www.pref.ehime.jp/page/17756.html>



◇ 全員共通の書類

1□ 特定医療費(指定難病)支給認定申請書

※別添「臨床調査個人票の研究等への利用について」の説明をご理解いただき、同意される場合は署名欄に署名をしてください。

2□ 臨床調査個人票(難病指定医が作成したもの)

※記載日から概ね3ヶ月以内のものが有効です。

3□ 医療保険の所得区分に係る同意書

4□ 加入医療保険の資格情報を確認できる書類

* 別紙1 提出用の用紙を添付してください。

* マイナ保険証を保有している場合でも、①～⑤のいずれかの提出をお願いします。

① 医療保険証の写し(申請時に有効なものに限る)

② 保険者から発行された資格確認書の写し

③ 保険者から発行された資格情報のお知らせの写し

④ マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」を印刷したもの

⑤ マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの

◇ 医療保険の種類によって異なる書類(*裏面の表を参考にしてください)

5□ 住民票(続柄及び個人番号(マイナンバー)の表示が必要)

6□ マイナンバー調書(県ホームページよりダウンロードもしくは保健所でもらうことができます。)

7□ マイナンバーの番号確認及び本人確認に必要な書類

* 別紙2を参照し必要書類を提示してください。

8□ 市町村民税課税(非課税)証明書(申告済のもの)

(注1) 所得の内訳、所得控除額の内訳、市町村民税所得割・均等割の記載のあるもの

(注2) 義務教育を修了していない者で、かつ、所得がない場合は、課税証明書の提出は不要

【医療保険の種類によって異なる書類】

保険の種別	住民票	マイナンバー及び加入医療保険の資格情報が必要な範囲	市町村民税（非課税）証明書
・国民健康保険	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の国民健康保険に加入している方全員分	国民健康保険に加入している方全員
・国民健康保険組合	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の国民健康保険組合に加入している方全員分	国民健康保険組合に加入している方全員
・後期高齢者医療制度	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の後期高齢者医療保険に加入している方全員分	後期高齢医療保険に加入している方全員
被用者保険 <ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 など 	被保険者 患者	被保険者 患者	被保険者 （注）被保険者が非課税の場合は、患者本人の課税証明書も必要

- ◆ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入している場合
 - ・ 同じ医療保険のご家族のうち、就学等の理由により住民票が異なる方についても、住民票と加入保険の資格情報確認書類、市町村民税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ◆ 医療保険の世帯（同じ医療保険に加入している者）全員が、市町村民税非課税の場合
 - ・ 患者本人（18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下の方は、階層区分の決定のために、次のうち前年中に給付のあったものの振込通知書などの書類を提出してください。

- 障害年金、遺族年金等の年金額改定通知書の写し
 - 特別障害者手当、特別児童扶養手当の証書の写し など

該当者のみに必要な書類

- 9□ 医療保険の世帯（同じ医療保険）内に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合
 - * 対象者の方の受給者証の写し（申請中の方は申し出てください）
 - * 対象の方の加入医療保険の資格情報が確認できる書類
- 10□ 人工呼吸器等を装着している場合
 - * 要件を満たす方は主治医とご相談のうえ、臨床調査個人票該当欄に記載を依頼してください。（要件の詳細等ご不明な点は、保健所までお問い合わせ下さい）
- 11□ 小児慢性特定疾病から指定難病に移行された方で高額かつ長期の算定対象とする場合
 - * 小児慢性特定疾病受給者証と自己負担限度額管理票の写し
- 12□ 生活保護・中国残留邦人支援を受けられている場合
 - * 各市町で発行される受給者であることを証明する書類
- 13□ 軽症高額該当申請の場合
 - 申請日の属する月以前の12か月の間に、指定難病に係る医療費総額が33,330円（3割負担の場合、自己負担額が1万円）を超える月が発症日以降3回以上ある場合
 - * 3か月分の医療費申告書及び領収書など